

令和3年度の 実施方針	例年どおり実施	活動量	維持する	コスト	維持する	成果	維持する
	国民健康保険税の過誤納金を還付する。 翌年度の7月に実績報告により、当該年度の療養費等負担金の額が確定し返還する。						

